

児童扶養手当のしおり



阿 波 市



児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末【政令で定める障害のある児童の場合は20歳（ただし、再認定の請求が必要）】までです。

手当を受けられる方は

日本国内にお住まいで（住民基本台帳に記録されている外国人も含まれます。）、次のような児童（手当の対象となる児童）を監護しているお母さん、お父さん（お父さんの場合は、生計を同じくしていることが必要）や養育している祖父母、おじ、おば、きょうだいその他の方です。

くわしくは、阿波市役所子育て支援課の児童扶養手当担当へおたずねください。

平成26年12月分から、児童扶養手当の支給対象とされなかった公的年金(例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など)を受けている方(受けることができるようになった方も含みます。)について、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給(額に応じて全て支給停止の場合もあります)されます。

手当の対象となる児童

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童



手当の額は

監護・養育している児童数に応じて、次のとおり支給されます。

ただし、監護・養育している方や生計を共にしている方の所得（請求者が父または母である場合は、児童の母または父からの養育費の8割の金額を含む。）によっては手当額の一部または全部が停止される場合があります。

(平成30年4月1日現在)

児童数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	42,500円	42,490円～10,030円
2人のとき	52,540円	52,520円～15,050円
3人のとき	58,560円	58,530円～18,060円

注) 児童加算額 2人目 全部支給:10,040円 一部支給:10,030円～ 5,020円

児童加算額 3人目以降 全部支給:6,020円 一部支給:6,010円～ 3,010円

注) この額は、物価スライドの適用により、毎年変更になる予定です。

所得制限限度額 (平成14年8月1日以降)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
	万円	万円	万円
0人	19	192	236
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

全部支給は、月額42,500円です。
一部支給は所得に応じて月額42,490円から10,030円まで10円きざみの額です。具体的には次の算式により計算します。

$$\text{手当額} = 42,490円 - \underbrace{(\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0187630}_{\substack{\text{※1} \quad \text{※2} \\ \text{10円未満四捨五入}}}$$

※1 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。

※2 所得制限限度額は、左記の表に定めるとおり、所得税法に規定する扶養親族等の数に応じて額が変わります。

次の表は前述の算式を使って計算した扶養親族が1人の場合（父または母と子ども1人の世帯）の手当額の例です。

所得額 (年額)	手当額 (月額)
57万円	42,490円
100万円	34,420円
130万円	28,790円
160万円	23,170円
190万円	17,540円
220万円	11,910円

(注) 1 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算した額となります。

- (1) 本人の場合は、
- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円
 - ② 特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき 15万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき 6万円

3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円（扶養親族等が2の場合にはそれぞれ加算）を加算した額となります。



手当を受けるための手続きは



阿波市役所に認定請求書を提出してください。

請求しないと、手当を受ける資格があっても手当は支給されません。

請求に必要な認定請求書は、市役所にあります。

また、この認定請求書以外にも書類が必要ですので、くわしくは市役所子育て支援課児童扶養手当担当へおたずねください。



手当を受けられる時期は

提出された認定請求書を審査し、手当を受ける資格があると認められると、児童扶養手当証書が交付され、請求された月（市役所で受け付けた月）の翌月分から手当を受ける権利が発生します。

手当は、4ヶ月分を毎年3回に分けて支給されます。

（原則として、4月から7月までの分は8月11日に、8月から11月までの分は12月11日に、12月から3月までの分は4月11日にそれぞれ支給されます。ただし、金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。）



手当を受けるようになった後は

認定を受け、手当を受けるようになっても、次のような場合はすぐ市役所に届を提出しなければなりません。

届の用紙は市役所にあります。

① 現況届

受給者の方は、年に1回、毎年8月1日から8月31日までの間に、市役所に提出しなければなりません。

これは、あなたの受給状況を確認するためのもので、この届を提出しなければ、手当は支給されません。

また、この届を2年間提出しないと自動的に手当を受ける資格を失いますので、注意ください。



- ② 手当の対象となる児童が増えたとき 額改定（増額）請求書
- ③ 手当の対象となる児童が減ったとき 額改定（減額）届
- ④ 受給資格がなくなったとき 資格喪失届

イ 受給者である父または母が婚姻した場合

（内縁関係や同棲、生計を共にしているなど事実上婚姻関係にある場合も含みます。）

ロ 遺棄していた父または母から連絡・仕送りなどがあつた場合

ハ 刑務所に拘禁されている父または母が出所した場合（仮出所も含みます。）

ニ 受給者である母の児童が父と生計を同じくするようになった場合や、受給者である父の児童が母と生計を同じくするようになった場合

ホ 児童が入所施設に入った場合

へ 父または母や父母に代わって養育している人が児童を監護・養育しなくなった場合

ト 児童が死亡した場合

上記以外にも受給資格がなくなる場合がありますので、受給資格がなくなったと思ったらすぐ市役所にご相談ください。

なお、届出が遅くなって、手当の過払いがあつたときは必ず返していただくことになります。

⑤ 年金を受けることができるようになった場合 . . . 公的年金給付等受給状況届・証明書(実際に受けていなくても、受ける資格ができた場合や受けることができるようになったのに、受けていない場合も含みます。)

⑥ 受給者が死亡したとき 受給者死亡届

⑦ 氏名が変わったとき 氏名変更届

⑧ 住所が変わったとき 住所変更届

⑨ 手当を受ける金融機関が変わったとき 支払金融機関変更届



お問い合わせ・ご相談は



阿波市役所子育て支援課児童母子福祉係へお気軽にどうぞ。
問い合わせや相談の内容は、秘密が守られますので、ご心配ありません。



その他

- ① 事実を偽ったり、不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役または30万以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法)
- ② 手当を受ける権利を他人に譲り渡したり、担保にしたりすることはできません。
- ③ 手当を受給して5年を経過する方や手当の支給要件に該当するに至った日から7年を経過する方(養育者を除きます。)は、就業や求職活動の状況などがわかる書類の届出が必要です。

県や市では、母子家庭の母や父子家庭の父の就労・自立を支援する為に「ひとり親家庭自立支援給付金事業」や「母子・父子自立支援プログラム策定事業」などを実施しています。詳しくは「ひとり親家庭のしおり」をご覧ください。阿波市家庭児童相談室までお問い合わせ・ご相談ください。



阿波市家庭児童相談室

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 TEL(0883)36-6820



発行：阿波市役所健康福祉部子育て支援課

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 TEL(0883)36-6813

